

死に直面した遺族の方へ

① どこでお亡くなりになりましたか？

ご自宅・病院

② 自宅で亡くなった場合、かかり付けの病院に死亡診断書を出してもらいましょう。しかし、かかり付けの病院がない場合は、警察に連絡しなければなりません。状況を説明し、事件性がないと警察医が判断した時に死体検案書が発行されます。

病院で亡くなった場合は死亡診断書を作成してもらい、退院の手続きをしましょう。

③ ご遺体の搬送です。ここからは、葬儀業者に頼むこととなります。安置する先は、自宅より葬儀社の場合が多くなっています。ここで注意していただきたいのが搬送してもらった葬儀社に葬儀を依頼する必要はないということです。もちろん、営業は受けるでしょう。しかし、生前に加盟していた葬儀社があるかもしれません。一旦搬送した後によく検討して葬儀社を決めましょう。

④ ここでお金の心配が生じます。

故人の預貯金は、死亡診断書を役所に提出すると口座が凍結されておろす事ができなくなります。田舎では死亡記事が翌日の新聞に掲載され、役所への死亡診断書の提出に関係なく預金凍結されることがありますので要注意です。

凍結後は、遺産分割協議書に相続権利者全員の署名・捺印がないと引き出すことができません。

まずは、当面かかる費用（葬儀費用・斎場・お布施）を銀行に行っておろしておきましょう。

⑤ 役所での手続きです。死亡診断書（死体検案書）を提出して火葬許可書を発行してもらいます。そして火葬場を予約します。この手続きは、葬儀社が代行することがあります。

ここまでが取り急ぎ覚えて行動することです。ここから葬儀の見積もりとなります。